

第8章 子どもの安全対策

1 交通安全対策の推進

<現状と課題>

市の平成20年における人身事故発生件数は117件であります。このうち、子どもが被害者となった事故は5件発生しています。

事故の原因は、運転手の前方不注視、安全不確認、歩行者や自転車での無理な横断、飛び出しによる事故が主な特徴となっています。

市内の道路は、交通量の多い中心部においても、歩道が設置されていない道路が多いことから、子どもを交通事故から守るため、警察、交通安全関係団体等との連携・協力体制の強化を図り、運転者、歩行者等の道路利用者に対する交通ルールの遵守やマナーの向上などの交通安全意識を高めるとともに、交通安全施設の充実を図る必要があります。

交通事故の際に、子どもを守るベビーシート、チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について、普及啓発活動を展開し、保護者等に対する指導・助言、情報提供等の充実を図る必要があります。

二戸市内の交通事故発生状況

単位：件、人

区 分	人身事故件数	死者数	傷者数	物損事故件数
平成18年	131	2	178	864
平成19年	125	5	160	835
平成20年	117	4	162	716

資料：二戸警察署

二戸市内の子どもの交通事故発生状況

単位：件、人

区 分	子ども（中学生まで）		
	件 数	死者数	傷者数
平成18年	2	0	3
平成19年	8	0	8
平成20年	5	0	5

資料：二戸警察署

<施策の目標>

施策の方向	施策の内容
安全でゆとりのある道路交通環境の整備促進	市内小中学校、交通安全関係団体等からの交通安全施設要望を基に、交通安全施設等総点検会議を開催し、通学路を中心とした交通安全施設の充実を図り、交通安全環境の整備を推進します。
子どもの交通安全対策の推進	保育所や幼稚園、小・中学校において、講話やビデオ・ミニ信号機を活用した、実技指導などによる体験型交通安全教室を実施し、子どもの正しい歩行のしかた、自転車の乗り方を学び、交通事故の防止につながるよう啓発活動を引き続き推進します。また、子どもを含めた交通弱者の交通安全対策に努め、交通マナーの向上による事故防止に努めます。
ベビーシート、チャイルドシートの正しい使用方法の普及啓発の推進	子どもを守るベビーシート、チャイルドシートの使用効果と正しい使用方法について、警察や関係団体との連携を図り、普及啓発活動の推進を図ります。

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

<現状と課題>

近年、全国的に子どもが犯罪に巻き込まれる被害が増加していますが、市においても帰宅時間帯の子どもに対する不審者からの声かけ等が発生しています。

このことから、子どもを犯罪から守るため、各学区ごとに見守り隊を結成し活動していますが、引き続き、警察・防犯関係団体との連携を強化し、安全指導を一層充実させるとともに、犯罪防止に関する情報提供の徹底を図り、子どもが安心して生活できるまちの整備とともに、地域の人が子どもの危険を察知できる、地域が見守る環境づくりが必要です。

二戸市の犯罪状況

刑法犯

単位：件

区分	凶悪犯	粗暴犯	窃盗犯	知能犯	風俗犯	その他刑法犯	合計
平成18年	1	4	85	12	1	30	133
平成19年	2	9	82	10	2	15	120

平成 20 年	1	3	100	19	0	21	144
---------	---	---	-----	----	---	----	-----

- * 凶悪犯 殺人、強盗、放火、強姦等の犯罪
- * 粗暴犯 暴行、傷害、脅迫、恐喝等の犯罪
- * 窃盗犯 侵入盗、自動車盗、ひったくり、すり等の犯罪
- * 知能犯 詐欺、横領（占有物離脱物横領を除く。）偽造等の犯罪
- * 風俗犯 わいせつ、賭博等の犯罪
- * その他 占有離脱物横領、失火等の犯罪

資料：二戸警察署

少年非行の状況

単位：件

区 分	犯罪少年	触法少年	不良行為少年	合 計
平成 18 年	15	6	245	266
平成 19 年	10	6	217	233
平成 20 年	12	0	185	197

- * 犯罪少年 14 歳以上 20 歳未満で罪を犯した少年
- * 触法少年 14 歳未満で刑罰法令に触れる行為をした少年
- * 不良行為少年 飲酒、喫煙、けんかその他事故又は他人の徳性を害する行為をしている少年

資料：二戸警察署

< 施策の目標 >

施 策 の 方 向	施 策 の 内 容
子どもを犯罪から守る活動の推進	防犯隊、防犯連合会、少年補導員、見守り隊等の各防犯関係団体を中心に、警察と連携した通学路、公園等を中心とした街頭巡回活動を継続実施します。
防犯体制の整備	防犯連絡所や子ども 110 番連絡所を中心とし、警察・防犯協会等の連絡体制を強化し、継続した街頭犯罪抑止活動の推進を図ります。

3 犯罪等の被害に遭った子どもの保護の推進

<現状と課題>

様々な形で虐待防止や防犯対策に取り組みや、事件や事故の発生を未然に防ぐ努力を行なっていますが、事故や事件に巻き込まれて被害に遭う子どもがいます。

被害によって受けたダメージの軽減や短期間での立ち直り、また、直接被害に遭わなくても、事件の影響を受け肉体的に精神的に変調をきたした子どもをバックアップするため、子どもの目線に近い立場で相談活動や支援活動を推進する必要があります。

<施策の目標>

施 策 の 方 向	施 策 の 内 容
被害にあった子どもの保護の推進	交通事故・犯罪・いじめ・虐待などの被害にあった子どもの心身の健全な発達と自立を促していくため、専門家によるカウンセリングなど適切な心のケアを行う体制づくりに努めます。 家庭相談員・青少年相談員・カウンセラーが連携し被害児童へのケアに努めます。